

基発1026第1号  
職発1026第2号  
平成23年10月26日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公印省略)  
職業安定局長  
(公印省略)

「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示第416号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

- 1 岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表1参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から同年12月14日までにその期限が到来するものについて、同年12月15日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、当該地域を除く地域（別表2参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

明治三十五年三月二十七日 日刊（行政機関の休日休刊）  
第三種郵便物認可 可 日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務一四一）

### （省令）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八三）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八四、四八八）

○戸籍法第百十八條第一項の規定による指定に関する件（同四八九）

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働四一六）

○保安林の指定をする件（農林水産二一〇四、二一一九）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇七二、一〇七四）

○航路標識に関する件（海上保安庁三三二、三三五）

### （国会事項）

### （人事異動）

国家公安委員会 警察庁 岩手県 山形県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 長野県 岐阜県 大阪府 兵庫県 広島県 愛媛県 福岡県 鹿児島県 仙台市 千葉市 名古屋市 堺市 神戸市 広島市

### （叙位・叙勲）

### （皇室事項）

### （官庁報告）

### （官庁事項）

旅券法第十九條の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

### （労働）

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示一三、大阪同七、兵庫同六、七）

## （公告）

### 諸事項

官庁  
証券無効関係  
裁判所  
相続 公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
会社その他

## 省令

○総務省令第百四十二号  
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日  
総務大臣 川端 達夫  
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一條第四項」を「第三十一條第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二條の八とする。

一 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

- (1) 電気通信設備の設置又は保守
- (2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
- (3) 情報の提供
- (4) 電気通信業務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

ハイの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

示

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号イの表本メイフラン株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

本メイフラン株式会社 滋賀県甲賀市土山町大野五千一 番地 溶接

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社薄衣電解工業 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目三番一 号 めっき

○法務省告示第四百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号イの表に次のように加える。

エタカ工業株式会社 愛知県安城市里町日吉一番地十七 機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社丸東製作所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町七百六十 九番地三 電気機器組立て

○法務省告示第四百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号イの表に次のように加える。

伊藤製パン株式会社 東京都墨田区亀沢一丁目十一番四号 パン製造

第二号ロの表に次のように加える。

坂本工業株式会社 群馬県太田市別所町二百九十二番地 溶接

有限会社真道商 愛知県一宮市森本五丁目二十一番二十号 婦人子供服製造

○法務省告示第四百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第四百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号の表に次のように加える。

イチウ工業株式会社 千葉県船橋市本郷町五百十八番三号 内装仕上げ施工

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号の表株式会社菅宮ホテルの項中「愛知県幡豆郡吉良町大字宮崎字宮前十二番地」を「愛知県西尾市吉良町宮崎宮前十二番地」に改める。

○法務省告示第四百八十九号

戸籍法第百八十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

北海道旭川市旭川区長

○厚生労働省告示第四百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百三十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二條第一項(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年法律第十九号」という。)、第二十三條第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給法(以下「平成二十三年度子ども手当支給法」という。)、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法(以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。)

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)、及び厚生年金特例法(平成十九年法律第三十一号、以下「厚生年金特例法」という。)(第二條第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十

三号)第六十二條及び労働保険の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)(第三十條(失業保険法及び労働者災害補償保険法の)一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という。)(第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)(第三十八條第一項の規定により適用される場合を含む。)(第三十七條第一項の規定により適用される場合を含む。)(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十一年政令第百三十五号)第三條第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(平成二十三年厚生労働省告示第六十六号)において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十三年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)(及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

都道府県名		地	城
宮城県	宮古市	大船渡市	
	大船渡市	大船渡市	
	岩手県	陸前高田市	
	釜石市	釜石市	
	気仙郡住田町	気仙郡住田町	
	上閉伊郡大槌町	上閉伊郡大槌町	
宮城県	下閉伊郡山田町		
	気仙沼市		
	多賀城市		
			本吉郡南三陸町

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所のある所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所のある所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律、昭和六十年法律第三十四号（附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所のある所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所のある所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所のある事業所の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもの）については、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年十月十四日までの間に到来するものについて、平成二十三年十月十五日とする。

厚生労働大臣、小宮山洋子  
平成二十三年十月二十六日

○農林水産省告示第二千四百号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦  
保安林の所在場所 長野県下伊那郡阿智村轄  
里三五〇の六、三五五二の二、三五五三の九、三五五三の四、三五八四の二、三五八四の二、三五八四の三、三五八四の三、三五八五の二、三五八五の三、三五八五の七、三五八六、三五八七

一 指定の目的、土砂の流出の防備  
二 指定の区域、土砂の流出の防備  
三 指定の区域、土砂の流出の防備  
四 指定の区域、土砂の流出の防備

一 主伐に係る伐採方法は、定めぬ。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
一 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種、次のとおりとする。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二千四百九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦  
保安林の所在場所 長野県下伊那郡阿智村轄  
里三三八七の四、次の図に示す部分に限る。四二五九の二、五五

一 指定の目的、土砂の崩壊の防備  
二 指定の区域、土砂の崩壊の防備  
三 指定の区域、土砂の崩壊の防備

一 主伐に係る伐採方法は、定めぬ。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
一 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種、次のとおりとする。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二千六百号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦  
保安林の所在場所 長野県中野市大字赤岩字  
牧ノ入二〇九の四

一 指定の目的、水源のかん養  
二 指定の区域、水源のかん養  
三 指定の区域、水源のかん養

一 主伐に係る伐採方法は、定めぬ。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
一 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種、次のとおりとする。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二千六百七号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦  
保安林の所在場所 長野県塩尻市大字貫川字  
木賊山七四四の七、字榎沢二四〇三のイの三〇、字花田沢一〇二八の六、一〇二八の一、一〇二八の二

一 指定の目的、土砂の流出の防備  
二 指定の区域、土砂の流出の防備  
三 指定の区域、土砂の流出の防備

一 主伐に係る伐採方法は、定めぬ。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
一 立木の伐採の限度、次のとおりとする。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二千八百八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦  
保安林の所在場所 長野県下伊那郡阿南町字  
富草六三の三、六四の二、六四の二、六五の二、六五の二、七三の二、阿智村清内路二二六の二、一五、二三八の六、二九四の二、一三三七の二、春日三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇

一 指定の目的、土砂の流出の防備  
二 指定の区域、土砂の流出の防備  
三 指定の区域、土砂の流出の防備

一 主伐に係る伐採方法は、定めぬ。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
一 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種、次のとおりとする。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第二千九百九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦  
保安林の所在場所 長野県塩尻市大字貫川字  
木賊山七四四の七、字榎沢二四〇三のイの三〇、字花田沢一〇二八の六、一〇二八の一、一〇二八の二

一 指定の目的、土砂の崩壊の防備  
二 指定の区域、土砂の崩壊の防備  
三 指定の区域、土砂の崩壊の防備

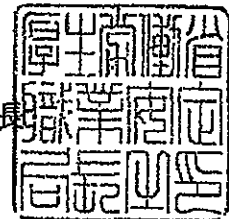
一 主伐に係る伐採方法は、定めぬ。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
一 立木の伐採の限度、次のとおりとする。  
二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

職発 1026 第 1 号  
平成 23 年 10 月 26 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 416 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 14 日までにその期限が到来するものについて、同年 12 月 15 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。  
また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 23 年 12 月 15 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域  
(別表1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域(別表2)

都道府県名	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

明治三十五年三月三十一日 日刊行政機関の休日休刊  
第三種郵便物認可

# 官報

編集印刷局  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(総務一四一)

### 〔省令〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務四八三)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同四八四、四八八)

○戸籍法第百十八條第一項の規定による指定に関する件(同四八九)

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働四一六)

○保安林の指定をする件(農林水産二一〇四、二一〇九)

○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一〇七二、一〇七四)

○航路標識に関する件(海上保安庁三三二、三三五)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁 岩手県 山形県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 長野県 岐阜県 大阪府 兵庫県 広島県 愛媛県 福岡県 鹿児島県 仙台市 千葉市 名古屋市 堺市 神戸市 広島市

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

旅券法第十九條の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知(外務省)

### 労働

最低賃金の改正決定に関する公示(千葉労働局最低賃金公示二、三、大阪同七、兵庫同六、七)

### 〔公 告〕

### 諸事項

官庁  
証券無効関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
会社その他

### 省 令

○総務省令第百四十一号  
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十八号)の施行に伴い、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年十月二十六日  
総務大臣 川端 達夫

### 省令

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一條第四項」を「第三十二條第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二條の八とする。

一 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

- イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他の特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容
- (1) 電気通信設備の設置又は保守
- (2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
- (3) 情報の提供
- (4) 電気通信業務の提供に関する契約の媒介、取次若しくは代理又は業務の受託

ロ 特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

ハ イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況









○平成23年12月15日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域  
(別表1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納期限等を指定しない地域 (別表2)

都道府県名	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村